

【令和 8 年 1 0 月】

【問 1 0】 労働基準法に基づき、満 18 歳以上で妊娠中の女性労働者を就かせてはならない業務に該当しないものは次のうちどれか。

- (1) 異常気圧下における業務
- (2) 多量の高熱物体を取り扱う業務
- (3) 30kg の重量物を断続作業として取り扱う業務
- (4) 削岩機、^{びょう}鋌打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- (5) 病原体によって著しく汚染のおそれのある業務

▶▶解説◀◀

労基法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）。

- (1) 該当する：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項②。
- (2) 該当する：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項⑨。
- (3) 該当する：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項①。
- (4) 該当する：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項④。
- (5) 該当しない

＊解答＊ (5)

【令和 6 年 10 月】

【問 10】 女性については、労働基準法に基づく危険有害業務の就業制限により次の表の左欄の年齢に応じ右欄の重量以上の重量物を取り扱う業務に就かせてはならないとされているが、同表に入れる A から C の数値の組合せとして、正しいものは（１）～（５）のうちどれか。

年齢	重量（単位 kg）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	A	B
満18歳以上	30	C

A	B	C
（１） 20	12	20
（２） 20	12	25
（３） 20	15	25
（４） 25	15	20
（５） 25	15	25

▶▶解説◀◀

（１）（２）（３）（５）誤り

（４）正しい：労基法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）第 3 項、女性則（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 3 条。

＊解答＊ （４）

【令和 5 年 10 月】

【問 10】 労働基準法に基づき、満 18 歳に満たない者を就かせてはならない業務に該当しないものは次のうちどれか。

- (1) さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- (2) 著しく寒冷な場所における業務
- (3) 20kg の重量物を継続的に取り扱う業務
- (4) 超音波にさらされる業務
- (5) 強烈的な騒音を発する場所における業務

▶▶解説◀◀

※ 労働基準法第 62 条（危険有害業務の就業制限）第 1 項、年少則第 7 条（重量物を取り扱う業務）、第 8 条（年少者の就業制限の業務の範囲）。

- (1) (2) (3) (5) 該当する
- (4) **該当しない**

解答 (4)

【令和 5 年 4 月】

【問 10】 労働基準法に基づく有害業務への就業制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 満18歳未満の者は、多量の低温物体を取り扱う業務に就かせてはならない。
- (2) 妊娠中の女性は、異常気圧下における業務に就かせてはならない。
- (3) 満18歳以上で産後 8 週間を経過したが 1 年を経過しない女性から、著しく暑熱な場所における業務に従事しない旨の申出があった場合には、当該業務に就かせてはならない。
- (4) 満18歳以上で産後 8 週間を経過したが 1 年を経過しない女性から、さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務に従事したい旨の申出があった場合には、当該業務に就かせることができる。
- (5) 満18歳以上で産後 1 年を経過した女性は、多量の低温物体を取り扱う業務に就かせることができる。

▶▶解説◀◀

労基法第 62 条（危険有害業務の就業制限）、第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）

- (1) 正しい：年少則第 8 条（年少者の就業制限の業務の範囲）第 1 項①。
- (2) 正しい：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項②。
- (3) 正しい：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項③、第 2 項。
- (4) **誤り**：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項④、第 2 項。
- (5) 正しい：女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項⑤、第 2 項。

＊解答＊ (4)

【令和 4 年 10 月】

【問 1 0】 労働基準法に基づき、満17歳の女性を就かせてはならない業務に該当しないものは次のうちどれか。

- (1) 異常気圧下における業務
- (2) 20 kgの重量物を断続的に取り扱う業務
- (3) 多量の高熱物体を取り扱う業務
- (4) 著しく寒冷な場所における業務
- (5) 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

▶▶解説◀◀

労基法第 62 条（危険有害業務の就業制限）第 2 項、年少則第 8 条（年少者の就業制限の業務の範囲）

- (1) 該当する：㉑。
- (2) **該当しない**：満 16 歳以上満 18 歳未満の女性は、25kg 以上の重量物を断続的に取り扱う業務には就かせてはならない。
- (3) 該当する：㉒。
- (4) 該当する：㉓。
- (5) 該当する：㉔。

* 解答 * (2)

【令和 4 年 4 月】

【問 1 0】 労働基準法に基づき、満18歳に満たない者を就かせてはならない業務に該当しないものは次のうちどれか。

- (1) 病原体によって著しく汚染のおそれのある業務
- (2) 超音波にさらされる業務
- (3) 多量の高熱物体を取り扱う業務
- (4) 著しく寒冷な場所における業務
- (5) 強烈な騒音を発する場所における業務

▶▶解説◀◀

労基法第 62 条（危険有害業務の就業制限）第 2 項、年少則第 8 条（年少者の就業制限の業務の範囲）

- (1) 該当する：㉑。
- (2) **該当しない**
- (3) 該当する：㉒。
- (4) 該当する：㉓。
- (5) 該当する：㉔。

解答 (2)

【令和 3 年 10 月】

【問 10】 女性については、労働基準法に基づく危険有害業務の就業制限により次の表の左欄の年齢に応じ右欄の重量以上の重量物を取り扱う業務に就かせてはならないとされているが、同表に入れる A から C の数値の組合せとして、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

年齢	重量（単位 kg）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満 16 歳未満	A	8
満 16 歳以上満 18 歳未満	B	15
満 18 歳以上	30	C

	A	B	C
(1)	10	20	20
(2)	10	20	25
(3)	10	25	20
(4)	12	20	25
(5)	12	25	20

▶▶解説◀◀

労基法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）第 1 項、女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項①。

＊解答＊ (5)

【令和 2 年 10 月】

【問 10】 労働基準法に基づき、全ての女性労働者について、就業が禁止されている業務は次のうちどれか。

- (1) 異常気圧下における業務
- (2) 多量の高熱物体を取り扱う業務
- (3) 20kgの重量物を継続作業として取り扱う業務
- (4) さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- (5) 病原体によって著しく汚染のおそれのある業務

▶▶解説◀◀

全ての女性労働者の就業が禁止されている業務は、年齢の区分に応じ所定の重さ以上の「重量物を取り扱う業務（女性則第 2 条第 1 項①）」と「鉛等の有害物を発散する場所の区分に応じて、当該場所において行われる所定の業務（女性則第 2 条第 1 項⑱）」である。労基法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）。女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項、第 2 項、女性則第 3 条。

- (1) 可能：女性則第 2 条第 1 項㉓。
- (2) 可能：女性則第 2 条第 1 項⑲。
- (3) **禁止**：女性則第 2 条第 1 項①。
- (4) 可能：女性則第 2 条第 1 項㉔。
- (5) 該当なし

解答 (3)

【令和2年4月】

【問10】 労働基準法に基づき、全ての女性労働者について、就業が禁止されている業務は次のうちどれか。

- (1) 異常気圧下における業務
- (2) 多量の高熱物体を取り扱う業務
- (3) 20kgの重量物を継続作業として取り扱う業務
- (4) さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- (5) 著しく寒冷な場所における業務

▶▶解説◀◀

全ての女性労働者の就業が禁止されている業務は、年齢の区分に応じ所定の重さ以上の「重量物を取り扱う業務（女性則第2条第1項①）」と「鉛等の有害物を発散する場所の区分に応じて、当該場所において行われる所定の業務（女性則第2条第1項⑱）」である。労基法第64条の3（危険有害業務の就業制限）。女性則第2条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第1項、第2項、女性則第3条。

- (1) 可能：女性則第2条第1項㉓。
- (2) 可能：女性則第2条第1項⑲。
- (3) **禁止**：女性則第2条第1項①。
- (4) 可能：女性則第2条第1項㉔。
- (5) 可能：女性則第2条第1項㉒。

解答 (3)

【平成 31 年 4 月】

【問 10】 労働基準法に基づき、全ての女性労働者について、就業が禁止されている業務は次のうちどれか。

- (1) 20kg 以上の重量物を継続的に取り扱う業務
- (2) さく岩機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- (3) 異常気圧下における業務
- (4) 著しく寒冷な場所における業務
- (5) 病原体によって汚染された物の取扱いの業務

▶▶解説◀◀

- (1) **禁止**：労働基準法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）。女性則第 2 条（危険有害業務の就業制限の範囲等）第 1 項①。
- (2) 可能：女性則第 2 条第 1 項②。
- (3) 可能：女性則第 2 条第 1 項③。
- (4) 可能：女性則第 2 条第 1 項②。
- (5) 可能：年少則第 8 条第 1 項④。

(3) 異常気圧下、(4) 著しく寒冷な場所における業務は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性で、本人が申し出た場合はその業務に就かせてはならない。なお、(2) 身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性は本人の申出の有無にかかわらず就かせてはならない。労基法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）。女性則第 2 条。

解答 (1)

【平成 30 年 10 月】

【問 10】 労働基準法に基づく有害業務への就業制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 妊娠中の女性は、異常気圧下における業務に就かせてはならない。
- (2) 満 18 歳以上で産後 8 週間を経過したが 1 年を経過しない女性から、著しく寒冷な場所における業務に従事しない旨の申出があった場合には、当該業務に就かせてはならない。
- (3) 満 18 歳以上で産後 8 週間を経過したが 1 年を経過しない女性から、さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いる業務に従事したい旨の申出があった場合でも、当該業務に就かせてはならない。
- (4) 満 18 歳以上で産後 1 年を経過した女性から、20kg の重量物を継続作業で取り扱う業務に従事したい旨の申出があった場合には、当該業務に就かせることができる。
- (5) 満 18 歳未満の者は、土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務に就かせてはならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：女性則第 2 条第 1 項③。
- (2) 正しい：女性則第 2 条第 1 項②、第 2 項。
- (3) 正しい：女性則第 2 条第 1 項④。
- (4) **誤り**：20kg 以上の重量物を継続作業で取り扱う業務に就かせてはならない。女性則第 2 条第 1 項①
- (5) 正しい：労基則第 62 条、年少則第 8 条第 1 項④

所定の重さ以上の重量物を取り扱う作業及び有害物を発散する場所での作業には、女性を就かせてはならない。異常気圧下、多量の高熱物体を取り扱う業務は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性で、本人が申し出た場合はその業務に就かせてはならない。なお、身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性を就かせてはならない。

＊解答＊ (4)

【平成 30 年 4 月】

【問 10】 労働基準法に基づき、全ての女性労働者について、就業が禁止されている業務は次のうちどれか。

- (1) 異常気圧下における業務
- (2) 多量の高熱物体を取り扱う業務
- (3) 20kg の重量物を継続作業として取り扱う業務
- (4) 削岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
- (5) 強烈的な騒音を発する場所における業務

▶▶解説◀◀

- (1) 就業が禁止されていない：女性則第 2 条第 1 項⑳・第 2 項。
- (2) 就業が禁止されていない：女性則第 2 条第 1 項㉑・第 2 項。
- (3) **就業が禁止されている**：労基法第 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）①。
- (4) 就業が禁止されていない：女性則第 2 条第 1 項㉒・第 2 項。
- (5) 就業が禁止されていない：年少則第 8 条第 1 項㉓。

異常気圧下、多量の高熱物体を取り扱う業務は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性で、本人が申し出た場合はその業務に就かせてはならない。なお、身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性を就かせてはならない。

＊解答＊ (3)